

「進出支援金」 100万円

島根県内にサテライトオフィス 設置する企業を募集します

①サテライトオフィス設置承認企業制度

特定施設を使用してサテライトオフィスを新規に設置する
県外企業を知事が承認する制度です。

承認基準（主なもの）

1. 県外に本社を有する特定業種（②）を営む企業
2. R4.2.28までに特定施設（③）に、新規にサテライトオフィスを設置
3. 現に、島根県内に事業所を有していない
4. 5年以内に、入居した特定施設が立地する市外へ転出する考えはない
5. 官公庁、風俗営業者及び暴力団・反社会的勢力と関係を有する法人でない

※上記以外にも承認基準があります。

②特定業種は（ア）又は（イ）

（ア）ソフト産業

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、
コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、非破壊検査業、
機械設計業、その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

（イ）製造業

③特定施設は松江市、浜田市に整備済み

施設名称	所在地	オフィスの名称
島根県立産業高度化支 援センター（テクノ パークしまね）	島根県松江市	レンタルオフィス
石見産業支援センター （いわみぷらっと）	島根県浜田市	インキュベーション ルーム

サテライトオフィス設置承認企業に対する優遇措置

①進出支援金

- 対象事業者：島根県サテライトオフィス設置承認企業
 - 交 付 額：100万円（※）
 - 交付手続き：特定施設の使用承認期間の開始日に申請書を提出
- ※一定の要件に該当した場合には、進出支援金の返還が必要

②人材確保・育成支援補助金

- 対象事業者：島根県サテライトオフィス設置承認企業
- 補助対象経費
 - 【人材確保支援】
有料職業紹介・採用広告・説明会開催の経費、島根県内で開催する面接会への採用予定者の旅費など
 - 【人材育成支援】
社内研修、委託研修に要する経費など
- 交付手続き：補助事業開始前に申請書を提出
- 補 助 率：1 / 2
- 補助上限額：100万円

詳しくは、島根県企業立地課のホームページをご覧ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/enterprise/richi/ritti_danti/satellite_office.html

【制度に関するお問い合わせ、申請書提出先】

〒690-8501

島根県松江市殿町一番地

島根県商工労働部企業立地課 企業戦略スタッフ（担当：松島、酒井）

☎ 0852-22-6797 / FAX 0852-22-6080

Email kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp